

国民健康保険税の税率改正についての必要性と内容については、広報坂東4月号でお知らせしました。

5月号では、モデル世帯における税率改正前と改正後と比較した国民健康保険税額をお知らせします。国民健康保険加入者のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

改正後の税率		加入者全員対象				40歳～65歳未満の方	
		医療分		後期支援金分		介護分	
	算出基準	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割	前年の総所得金額－基礎控除33万円	6.0%	6.2%	2.0%	2.2%	1.0%	1.2%
資産割	土地および家屋にかかる固定資産税額	29.0%	20.0%	8.0%	6.0%	5.2%	5.0%
均等割	被保険者1人あたり	18,400円	25,000円	4,600円	7,000円	5,700円	9,000円
平等割	1世帯あたり	20,800円	18,000円	5,200円	5,000円	4,500円	3,000円

※世帯の合計所得が一定の基準以下の場合、軽減措置があります。

# 平成26年度 国民健康保険税率の改正に ご理解をお願いします

## モデル世帯における税率改正前と改正後の国保税の試算

### モデル①

夫婦、子ども1人の3人世帯  
(夫45歳、妻43歳、子16歳)

#### 前年の収入

夫：給与収入 420万円  
(所得282万円)

妻：パート収入80万円  
(所得15万円)

固定資産税額 8万円



	平成25年度	平成26年度
医療	248,600円	263,300円
支援	75,200円	85,500円
介護	44,900円	54,800円
合計	368,700円	403,600円

34,900円(9.5%)の負担増

### モデル②

夫婦のみの2人世帯  
(夫68歳、妻66歳)

#### 前年の収入

夫：年金収入180万円  
(所得60万円)

妻：年金収入150万円  
(所得30万円)

固定資産税額 5万円

均等割・平等割2割軽減世帯に該当



	平成25年度	平成26年度
医療	76,700円	81,100円
支援	20,900円	24,100円
介護	0円	0円
合計	97,600円	105,200円

7,600円(7.8%)の負担増

国民健康保険とは  
病气やケガをしたときに安心して医療を受けられるように加入者が保険税を負担し、お互いに助け合う制度で、社会保険などに加入していないすべての方が加入することになります。

■お問合せ 保険年金課 岩井仮設庁舎 内線 1732